

報告第3号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

平成25年6月6日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 3 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成 25 年 3 月 31 日

三田市長 竹 内 英 昭

（専決処分すべき事項）

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 2 1 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三田市国民健康保険税条例（昭和 3 2 年三田町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号、第 7 条の 2 及び第 2 1 条において同じ。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定継続世帯 1 8, 0 0 0 円

第 7 条の 2 第 1 号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定継続世帯 4, 5 0 0 円

第 2 1 条第 1 号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1 2, 6 0 0 円

第 2 1 条第 1 号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3, 1 5 0 円

第 2 1 条第 2 号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 9, 0 0 0 円

第 2 1 条第 2 号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2, 2 5 0 円

第 2 1 条第 3 号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次

のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,600円

第21条第3号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 900円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。